

# 山梨県公報

号外第三号

令和元年

五月三十日

木曜日

## 目次

### 規則

○山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一

## 規則

### 山梨県規則第一号

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年五月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

山梨県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県身体障害者福祉法施行細則(昭和六十三年山梨県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四号様式中 「本轄地(都道府県名) 所在地」を「所在地」に改める。

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の第四号様式の様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

3 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第四号様式による身体障害者手帳再交付申請書は、この規則による改正後の第四号様式による身体障害者手帳再交付申請書とみなす。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番